

1 社会福祉施設の整備について

(1) 社会福祉施設整備に係る予算（案）の状況

ア 社会福祉施設等施設整備費

（ア）施設整備費については、平成14年度補正予算において570億円、さらに平成15年度予算（案）として1,227億円、合わせて1,797億円を予算計上し、特別養護老人ホーム等の介護関連施設、待機児童解消のための保育所、障害者関連施設等に係る施設整備の着実な推進を図ることとしている。

（イ）国庫補助基準単価の改定

国庫補助基準単価については、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し、平成15年度予算（案）から改定する。

なお、平成15年度事業分のうち、平成14年度以前からの継続事業については、当該事業開始年度の基準単価を適用することとする。

（ウ）その他の改定事項は次のとおり。なお、①から③までについては、平成14年度補正予算から適用する。

① PFI－BTO方式で整備する在宅関係施設の地方自治体による買取費用に対する補助

地方自治体がPFI制度を活用し、PFI事業者に貸与することを目的として居宅サービスを提供する施設の整備を行う場合の買取費用について、国庫補助の対象に追加する。

○補助対象の追加

（従来） （追加）

- | | | |
|--------|---|--|
| ・ケアハウス | → | ・老人デイサービスセンター(居住部門を含む。)
・痴呆性高齢者グループホーム
・老人短期入所施設
・在宅複合型施設 |
|--------|---|--|

② 特定保育事業のための保育室等を整備する場合の加算の創設

保育所において特定保育事業のための保育室等を整備する場合の費用を補

助対象とする。

○改善内容 1施設当たり 55.8m²を面積加算

※ 平成15年度からは、1施設当たり10,100千円を加算

③ 保育所整備における学校余裕教室活用促進事業の拡充

公立学校の余裕教室等を保育所に転用する場合と同様に、廃止される公立学校の建物を保育所に転用する場合についても補助対象とする。

○補助対象の追加

(従来) (追加)

・公立学校の余裕スペース → ・廃止される公立学校の建物

④ 補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化

国庫補助申請に係る事務負担軽減のため、昨年度改善した介護関連施設以外のすべての施設について、補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化を行う。

⑤ 構造改革特区においてPFI-BTO方式で整備する特別養護老人ホームの地方自治体による買取費用に対する補助

構造改革特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、地方自治体がPFI制度を活用し、PFI事業者に貸与することを目的として特別養護老人ホームの整備を行う場合の買取費用について、国庫補助の対象とする。

⑥ 老人短期入所施設（小規模生活単位型）の整備費補助の創設

ユニットケアを行う「小規模生活単位型」の老人短期入所施設に対する整備費補助を創設する。

⑦ 母子生活支援施設の母子家庭等子育て支援室加算の創設

母子生活支援施設において、保育機能の充実を図り、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより、その自立を支援する。

○改善内容 1人当たり 1,740千円を加算

⑧ 救護施設及び更生施設の補助基準の改善

救護施設等の入所者処遇向上のための補助基準の改善を図る。

○改善内容 1人当たり 5,700千円 → 6,000千円

⑨ 支援費制度施行に伴う身体障害者更生施設等の補助基準の改善

平成15年度の支援費制度の施行に伴い、身体障害者更生施設及び身体障

害者授産施設について、施設利用者の障害の程度を勘案して、補助基準の改善を図る。

○改善内容 1人当たり

(例) 肢体不自由者更生施設 6,300千円 → 6,500千円

身体障害者授産施設 6,700千円 → 7,000千円

⑩ 児童福祉施設等における木製遊具の整備について（林野庁との連携施策）

林野庁との連携により、児童福祉施設等において、木材の特性をいかした遊具を整備する場合、木造公共施設整備事業（林野庁）により、補助対象とする。

イ 社会福祉施設等設備整備費

設備整備費については、施設整備量に対応した必要な額を確保した。

ウ 補助金等の富裕団体の調整について

富裕団体向けの補助金等の調整については、平成15年度においても、引き続き補助金等の整理合理化の一環として富裕団体に対して調整措置を講ずることとしているので了知願いたい。

（2）平成15年度の整備方針等

平成15年度においては、次の（ア）から（カ）の事項を基本として整備を図ることとしており、施設整備の事業内容を十分吟味した上で、必要な整備を行うこととしている。

また、協議対象施設の選定等については「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）等を踏まえ、万全を期されたい。

加えて、今後の施設整備費についてであるが、ここ数年間は、補正予算と翌年度の当初予算を合わせ、各都道府県市の要望額に応えられるよう、社会福祉施設の整備に必要な予算を確保してきたところである。

しかしながら、近年の財政状況は過去に例を見ないほど厳しく、財源も限られているため、平成16年度以降については、各都道府県において精査を行い、必要と認められる整備に厳選いただいたとしても、採択できるとは限らない状況にある。

各都道府県市におかれでは、今後予定している整備計画について、十分な精査を行い、真に必要と認められる整備について厳選いただくとともに、管内の施設整備の必要性を十分勘案し、優先順位を付けるようお願いしたい。

(ア) 介護関連施設については、平成15年度から始まる各都道府県の第2期介護保険事業支援計画等に沿った取組に対して必要な整備を計画的に行う。

(イ) 保育所の整備については、平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）に基づく多機能保育所等の整備に加え、平成13年7月10日に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」による「待機児童ゼロ作戦」に基づく、保育所受入れ児童数の増大を図るための保育所の緊急整備を推進する。

(ウ) 障害者関連施設については、平成14年12月24日障害者施策推進本部により、障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」として策定した「新障害者プラン」に基づき、平成19年度末の整備目標に向けて計画的に整備を推進する。

(エ) 施設入所者等の安全性を確保する観点から、老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を推進する。

なお、この場合、建設後の経過年数及び老朽度を重視するとともに、地震等の防災対策にも十分配慮する。

(オ) 地域におけるデイサービスセンター等の施設の確保に際して、既存の社会資源を有効に活用する観点から、公立学校の余裕教室等のデイサービスセンター等への転用を推進する。

(力) 以上のほか、原則として、次の内容のものを優先的に整備する。

- ① 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- ② 施設入所者等の居住環境、保健衛生等処遇の一層の向上を図るため、大部屋解消等の整備を推進するもの。
- ③ 土地の有効活用等を図るもの。
特に、都市部における用地取得の困難性から施設の高層化を図るなど高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うもの。
- ④ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- ⑤ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- ⑥ 木材の積極的活用を図るもの
入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの。

(3) 社会福祉・医療事業団との並行審査等について

法人を新設して施設整備を行う場合、国庫補助協議のヒアリング及び法人設立認可の審査と並行して事業団の融資審査を行い、相互の連携を図ることとしているところであるが、平成14年度において、事業団への借入申込が遅滞したことにより、結果的に国庫補助内示を保留した例が見受けられたことから、事業団からの資金の借入を予定している場合には、事業団への借入申込を速やかに行うよう、指導の徹底をお願いしたい。

既設法人についても、事業の実施に支障を来す恐れのある例が見られたことから、施設整備に際して、可能な限り国庫補助協議時から時間を経ないうちに事業団への借入申込を行うよう、管内社会福祉法人等へ指導をお願いしたい。

なお、事業団の融資審査において、経営資金の未計上や額不足等の不備が見受けられるが、これらは、本来、各都道府県市における法人審査において確認されるべ

きことである。各都道府県市における法人審査については、万全を期されたい。

また、事業団における融資審査のさらなる厳正化を図るため、各都道府県市においては、意見書の交付にあたり、より一層の内容確認及び精査をお願いしたい。

(4) 施設整備費の早期執行

施設整備費については、新重点4分野に該当する施策であって、事業の早期執行が可能であり、経済への即効性が高い施策であって、緊急に実施する必要があるものとされている。

については、平成15年度においては、施設整備費の各都道府県市に対する内示について、継続事業分を4月上旬、新規事業分についても例年より早期に行う予定としているので、各都道府県市においてもご留意の上、事業をより早期に執行できるようお願いしたい。

(5) 社会福祉施設整備業務の再点検

平成9年3月31日に取りまとめた「施設整備事業等の再点検のための調査委員会報告書」で明らかにしたとおり、各都道府県市が行う契約手続きに準拠、一括下請負の禁止などを補助金の交付の条件とすること等建設工事の適正化、補助金交付対象施設の明確化等の措置を講じ周知徹底を図っているところである。

各都道府県市におかれては、施設整備業務のさらなる再点検、都道府県部課長会議等での指導の徹底や未然防止策の検討など再発防止対策に万全を期されたい。

また、不正受給の事実が発覚した場合には、補助金を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正な対処をお願いする。

(6) 木材利用の推進

「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日社援施第37号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材の積極的な活用についてお願いしてきたところであり、平成15年度の社会福祉施設整備方針においても「木材利用の積極的活用を図るもの」を優先的に整備することとしている。

また、平成15年度予算（案）から、児童福祉施設等において、木材の特性を生

かした遊具を整備する場合、木造公共施設整備事業（林野庁）により、補助対象としたところである。

社会福祉施設の整備に当たっては、これらを踏まえ、木材の積極的な活用を図るよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

なお、先月末に「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」が決定されたが、社会福祉施設等については、秋田スギの利活用を考える会から「木材関連企業等地場産業の活性化を図るとともに、入所者の居住性の向上を図るために、広い敷地の確保、平屋建て、より安全な避難口・避難道路の確保など一定の条件を満たした場合に、耐火、準耐火構造という設置基準を緩和する」との提案がなされていた。

厚生労働省としては、特区において、平屋建ての社会福祉施設等について、例えば、工法の工夫、難燃処理の採用など現行規定と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、建築基準法の上乗せ規制部分である耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外を行うこととした。

今後、代替措置の具体的な内容等について検討していくこととなるが、規制の特例措置を定める省令は、本年8月までに公布し、特区の認定申請は、本年10月1日から受け付ける予定である。